

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の視点

条例では、「男女共同参画」の定義を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」としています。県は男女共同参画を実現するため、次の3つの考え方を基本として6期計画を推進します。

(1) 男女共同参画推進に向けた意識変革

これまで、男女共同参画を推進するため、法律や各種制度等が整備されてきましたが、男女共同参画社会の実現には至っていません。その要因の一つとして、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が挙げられます。「男性なら〇〇」「女性なら〇〇」といった、性別に基づき「一般的にはこうだ」と画一的に捉える考え方は男女差別や格差を生じさせるほか、新たな可能性や挑戦の障壁となり生きづらさにつながるおそれがあることを改めて一人ひとりが認識し、性別の違いでなくそれぞれの個性の違いとして受け入れるよう意識を変えることが重要であり、社会全体の意識変革に取り組む必要があります。

また、男女が等しくあらゆる分野の意思決定過程やその実現のための取組に参画することにより、多様な視点が確保され、迅速かつきめ細かに社会情勢の変化に対応することができ、全ての人々が暮らしやすい、より活気にあふれた地域社会の実現につながります。加えて、誰もが自ら主体的に生き方を選択する力を育むことや、生き方を選択できる地域社会づくりが重要です。

(2) 誰もが望む形で仕事と家庭を両立しながら活躍できる環境づくり

本県の給与水準は全国と比較して高位にあるものの、男女間の賃金格差が大きいことが指摘されています。男女間の賃金格差の要因の一つとして、女性は出産や育児のため、働く時間を柔軟に選択できる非正規雇用者が多く、キャリアの継続が男性に比べて難しいことから、男女間で勤続年数や管理職に占める割合に差が出ていることが挙げられます。一方、男性は女性と比べて労働時間が長く、家事や育児を行う時間が限られているのが現状です。少子高齢化の進行や人口減少により、労働力不足が深刻化し、県内企業の人手不足が更に進行することが懸念される中、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進により、誰もが家庭生活と職業生活のバランスをとりながら働き続けられる環境づくりを更に進めていく必要があります。

また、女性の活躍は、多様性が尊重される社会を実現するとともに、経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも欠かせないことが指摘されており、働く場における女性の一層の活躍に向けた支援が求められています。

(3) ジェンダーにもとづく暴力の根絶と様々な困難を抱える女性への支援

誰もが十分にその能力を発揮できるためには、安全に安心して暮らすことのできる社会であることが必要不可欠です。性犯罪・性暴力、DV、セクシュアルハラスメントなどの暴力、売買春などの性の商品化は、人としての尊厳を著しく踏みにじる行為であり、重大な人権侵害です。暴力によって心身に大きな痛みを受けるだけでなく、長年にわたって深い傷跡を残すことがあり、その根絶は喫緊の課題です。性的指向・性自認を含め、男女の性の尊重に関する正しい理解を促進し、社会全体であらゆる暴力を許さないという気運を高めることが重要です。

また、女性は男性よりも経済的に不安定な立場に置かれることが多いため、貧困などの生活上の困難に陥りやすく、さらには身体的・精神的な困難を複合的に抱えていても顕在化しにくい場合があります。個々に抱える課題に対して、関係機関が連携して切れ目のない支援を行うことが重要です。

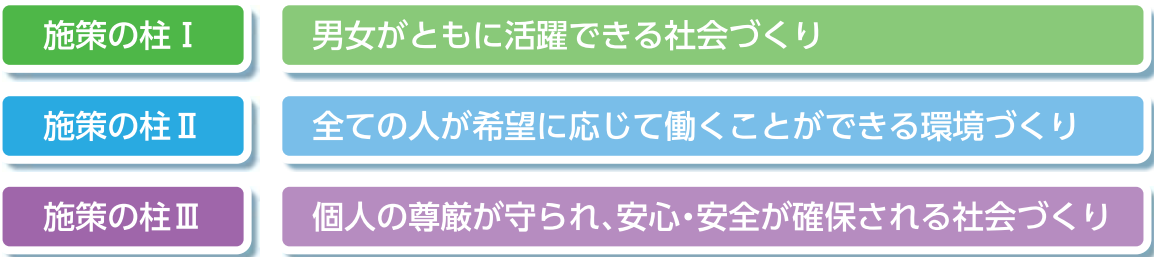
加えて、人生100年時代を迎え、全ての人が性や健康に関する正しい知識を習得し、それぞれのライフステージにおいて、希望する働き方や生き方を実現できることが、豊かな人生を送ることに繋がります。

さらに、大規模災害が頻発する近年、災害時の困難を少しでも軽減できるよう、ジェンダーの視点による災害対策や避難所運営等の取組が重要です。

2 計画の目標

本計画では、次の基本目標の達成に向けて、3つの施策の柱の下、男女共同参画を推進していきます。

「誰もが個性と能力を発揮できるジェンダー平等社会の実現」



3 計画が目指す社会のすがた

本計画を推進することにより、次のような社会の実現を目指します。

家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で

- 性別や年齢にとらわれず、一人ひとりの人権が尊重され
- それぞれの個性・能力が発揮でき
- 互いに責任を分かち合い、協力し、支え合う

心豊かに、いきいきと望む形で安心して暮らせる社会

家庭では	一人ひとりの人権が尊重され、家族全員が協力しながら、家事・子育て・介護などに積極的に関わり、喜びも責任も分かち合い、豊かで充実した家庭を築いています。
地域では	固定的な性別役割分担意識や性別によるアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)に基づく慣行やしきたりが見直され、年齢や性別にかかわらず一人ひとりの考え方や人権が尊重され、地域に根ざした組織・団体における様々な活動の企画や方針決定に参画し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
職場では	採用・配置・昇進・賃金などにおいて、男女間格差が解消され、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個性・能力・意欲を十分に発揮しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現により、男女が共に働きやすい職場環境の中でいきいきと働いています。
学校では	児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、自分の生き方を社会との関わりの中で考えるような教育が進められ、進学や就職に際しては、個人の意志と適性が尊重された進路選択がなされています。

4 計画の体系

